

株式会社尾方組
代表取締役 尾方 葵 殿

徳島県知事 後藤田 正純



一般建設業の許可について（通知）

令和7年3月5日付けで申請のありました一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	徳島県知事許可（般一〇七）第168号
許 可 年 月 日	令和7年4月25日
許可の有効期間	令和7年4月25日から令和12年4月24日まで
建設業の種類	土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業
	しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 水道施設工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和12年3月25日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）